

参議院の安保関連法案審議特別委員会における強行採決に抗議する意見書

昨日、午後4時30分、政府は、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、平和国家の根底を揺るがす安全保障関連法案を強行採決した。

9月15日の中央公聴会で学生の団体は、「国会審議を延ばしても国民の理解を得られなかったのだから可決は無理だ」と訴えた。この主張が8割の国民の声である。安保法案がなぜ今必要なのか、その理由さえ政府から説得力のある答弁はないままである。

日本の政治は立憲主義で成り立っていることを政府自らが否定することは、独裁政治の何物でもない。

集団的自衛権は、日本が直接攻撃を受けていないが、他国が攻撃を受けたことを根拠に他国を助けるためのものである。しかし、法案では、日本の国民の生命や権利に明白な危険が迫る「存立危機事態」でなければ行使できないことになっている。この法案には、はじめから矛盾がある。

安倍首相が具体例を示したホルムズ海峡の機雷除去についても、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではないとして集団的自衛権行使の事例を事実上撤回した。

また、憲法を法案に合わせるとの防衛大臣の国会答弁のように、国会審議は極めて異常に推移してきた。

政府が提案する法案が憲法に違反するのではないかとの議論が国民から沸き起こっている中で、この声を無視し、国会がこの法案を強行採決することは、議会制民主主義の崩壊である。これは、地方議会にあっても、憲法に違反する条例を制定することが可能になるほどの暴挙であり、法の安定性が失われ、社会の秩序が崩壊することにもつながる。

日本は戦争を放棄した平和国家であることで国際社会から信頼を得てきたが、このことを失いかねない。日本の国際的な安全保障の在り方について、国会は、国民の理解と支持を得るための慎重審議が不可欠である。

よって、政府が安全保障関連法案を強行採決したことについて強く抗議するとともに、参議院本会議においては、関連法案の強行採決を再演することがないように求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月18日

広島県庄原市議会